平成３０年４月１６日

川西市総務部職員課

川西市職員の懲戒処分等について

　平成３０年４月１６日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１.市野球部の部費横領に係る事案

（１）事案の概要

　　被処分者は、平成２９年度から市野球部の会計を担当しており、平成２９年５月から９月にかけて、その部費から５４万１，８３０円を、借金返済目的等で着服したものである。

本事案の行為が、職場内の服務規律及び秩序の維持や職員の士気低下等組織全体に与える信用失墜行為であり、本市及び本市職員全体の信用を失墜させる責任重大な行為であったため、下記内容の処分を行った。

（２）懲戒処分対象職員及び処分内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職名 | 年齢（性別） | 処分日 | 処分内容 |
| 総務部職員課 | 主事 | 30歳（男性） | Ｈ30.4.16 | 停職３箇月 |

２.セクハラ行為の事象に係る酒席等に同席した事案

（１）事案の概要

　　被処分者は、セクハラ行為の事象に係る酒席等に同席しながら、セクハラ行為を黙認していたものである。部下職員を守る立場の管理職にありながら、部下職員である被害者を守れなかったことにより、結果として職員等からの信頼を失い、また、現在も被害女性が職務に就きえない状況となっている。このことは、本市及び本市職員全体の信用を失墜させる責任重大な事案であったため、下記内容の処分を行った。

（２）懲戒処分対象職員及び処分内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 職名 | 年齢（性別） | 処分日 | 処分内容 |
| 健康増進部  （当時：市民生活部） | 副部長級  （当時：室長級） | 50歳代（男性） | Ｈ30.4.16 | 戒告 |

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】  総務部職員課  電話072-740-1142 |